

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	三次市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soumu_m/info/bangouseido.html">http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soumu_m/info/bangouseido.html</a>

執行機関名 三次市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	三次市営住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第235号)による市営住宅又は共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三次市条例第24号)別表第一 第5の項 三次市営住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第235号)による市営住宅又は共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条	三次市営住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第235号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)及び小集落地区等改良制度要綱等の廃止について(平成14年3月29日国住整第1236号国土交通事務次官通知)により廃止された小集落地区等改良事業制度要綱(昭和57年4月5日建設省住整発第26号事務次官通達。以下「旧小集落要綱」という。)に基づく市営住宅(共同施設を含む。)並びに市営住宅付設駐車場の整備及び管理に関し、法、改良法、小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日建設省住整発第46号。以下「小規模要綱」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		三次市営住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第235号) 三次市営住宅設置及び管理条例施行規則(平成16年三次市規則第176号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	三次市営住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第235号) 第8条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	三次市営住宅設置及び管理条例による市営住宅付設駐車場の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	三次市営住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第235号) 第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	<u>道府県民税又は市町村民税に関する情報</u>	当該申請を行う入居者又は同居者に係る <u>道府県民税又は市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	三次市営住宅設置及び管理条例施行規則(平成16年三次市規則第176号) 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>
備考		